

## ○大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程

平成20年11月26日

制定

改正 平成27年1月28日 平成27年3月18日

平成28年3月24日 平成31年2月27日

令和3年7月28日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、大東文化大学（以下「本学」という。）における研究活動の発展に資するため、本学における公的研究費の適正な運営・管理について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規程において、「研究者」とは、本学の教職員をはじめ、本学の施設等を利用して、公的研究費によって研究活動を行うすべての者をいう。

2 この規程において、「職員」とは、公的研究費の運営・管理にかかわる業務を行う職員等をいう。

3 この規程において、「公的研究費」とは、科学研究費助成事業をはじめとする競争的研究資金その他政府機関、独立行政法人、地方公共団体等から交付される研究費をいう。

4 この規程において、「配分機関」とは前項で定める公的研究費を配分する機関をいう。

5 この規程において、「コンプライアンス教育」とは、不正使用防止の観点から機関の不正対策に関する方針及びルール等を理解させるための教育をいう。

6 この規程において、「リスクアプローチ」とは、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、当該リスクに対して重点的にサンプル抽出することをいう。

7 この規程において、「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が研究者及び職員（以下「研究者等」という。）に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

#### (研究者等の責務)

第3条 研究者及び事務職員は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係諸法令及び学内の諸規則その他を遵守すると

ともに、コンプライアンス教育を受講し、公的研究費の適正な運営・管理及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

## 第2章 公的研究費の運営・管理体制

### (公的研究費の運営・管理体制)

第4条 公的研究費の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を置く。

#### (最高管理責任者)

第5条 本学全体の研究活動を統括し、公的研究費の運営・管理について、総括的な責任及び権限を有する者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、不正防止対策を実効性のあるものとするために、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。また、第6条に定める統括管理責任者及び第7条に定めるコンプライアンス推進責任者から定期的に報告を受ける場を設けるとともに、両者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、大学評議会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深めなければならない。

5 最高管理責任者は、各部局に対して不正防止に向けた取組を促し、かつ、様々な啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図らなければならない。

#### (統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、副学長、学務局長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、不正防止計画を策定し、コンプライアンス教育及び啓発活動等を通じて研究者等の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を行うため、競争的研究費等の運営・管理に関わる研究者等を対象

としたコンプライアンス教育や啓発活動等の具体的な計画を策定・実施しなければならない。

- 5 統括管理責任者は、コンプライアンス教育や啓発活動の実施計画について、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示さなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学の各部局における公的研究費の運営・管理について責任を有する者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、学部長、書道研究所長、東洋研究所長及び国際交流センター所長等をもって充てる。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める職務を執り行う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策の実施及び統括管理責任者への報告

- (2) 部局内の研究者等に対するコンプライアンス教育の実施及び受講管理

- (3) 自己の管理監督又は指導する部局における公的研究費のモニタリング及び改善指導並びに定期的な啓発活動の実施

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進副責任者は、学科主任、教務主任、研究推進室事務長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の職務を補佐する。

(監事)

第8条の2 監事は、公的研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認しなければならない。

- 2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学園全体の観点から確認し、意見を述べることができる。

- 3 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べることができる。

- 4 監事が前2項に示す役割を十分に果たせるよう、関連する部局は、監事と連携し、適切な情報提供等を行わなければならない。

- 5 監事は、第2項及び第3項で確認した結果について、理事会等において定期的に報告

し、意見を述べることができる。

(コンプライアンス教育)

第9条 公的研究費の運営・管理等に関わる研究者等は、コンプライアンス教育を受けなければならない。

(研修会・説明会)

第10条 研究者等は、公的研究費を執行するに当たり、研修会・説明会を受講しなければならない。

### 第3章 公的研究費にかかわる相談・受付窓口

(相談窓口)

第11条 本学は公的研究費の事務処理手続及び使用ルール等に関する相談に応じるため、研究推進室に相談窓口を設ける。

2 前項の相談窓口の研究費担当の職員を置く。

(受付窓口)

第12条 本学は、公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）に関する学内外からの告発等（不正の疑いの指摘、本人からの申し出など）に対応するため、研究推進室並びに外部機関に窓口を置く。外部機関については、別途定めるところによる。

2 受付窓口において相談・告発等を受けた者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

(告発等の受付)

第13条 告発等の受付は、電話、文書、ファクシミリ、電子メール及び面談等の方法による。

2 受付窓口において告発等の通報を受けた者は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 受付窓口で告発等を行った者（以下「告発者」という。）の氏名、所属（又は職業）及び連絡先
- (2) 公的研究費において不正使用を行ったとされる研究者等の氏名又は団体・グループ等の名称（以下「被告発者」という。）
- (3) 公的研究費における不正使用の具体的な内容及び当該使用を不正とする合理的理由など

3 前項各号に規定する事項が確認できない告発等は、原則として受理しない。ただし、受付窓口において匿名で告発等を行うことに相当の事由があると認められた場合には、

この限りでない。

- 4 研究推進室事務長は、受付窓口において告発等を受理した場合には、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

(悪意による告発等の防止)

第14条 受付窓口において告発等の通報を受けた者は、悪意による虚偽の告発等を防止するため、告発者に対して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項を確認できない告発等については、原則として受理しないこと
- (2) 告発者に対して、調査協力を求める場合があること
- (3) 調査の結果、悪意による虚偽の告発等であると認められた場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること

(秘密保持)

第15条 告発等の業務に携わった教職員等は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、漏らしてはならない。

(告発等の取扱い)

第16条 告発等を受け付けた場合及び報道や会計検査院等の外部機関から指摘を受けたとき、最高管理責任者はその受付日から30日以内に、告発等の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該事案にかかわる配分機関に対し報告しなければならない。

#### 第4章 不利益取扱いの禁止

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本学園及び本学の教職員等は、告発等が悪意による虚偽のものであると認定された場合を除き、告発者に対して、告発等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学園及び本学の教職員等は、被告発者に対して、当該告発等にかかわる事項以外のことについては、不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 本学園及び本学の教職員等は、調査等に協力をした者に対して、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

#### 第5章 公的研究費にかかわる不正使用調査委員会

(調査委員会)

第18条 最高管理責任者は、第16条第1項の規定により調査の実施を決定した場合には、

速やかに不正使用調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

（告発等の受付によらないものの取扱い）

- 2 最高管理責任者は、告発等の意思を明示しない相談で、その内容を確認・精査した結果、相当の理由があると思われるとき、学会や報道等により、不正使用の疑いが指摘されたとき、又はインターネット上の事案で、不正使用の態様等事案の内容が明示され、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていると思われるときは、調査を開始することができる。
- 3 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 統括管理責任者の中から最高管理責任者が指名する者 2名
  - (2) コンプライアンス推進責任者の中から最高管理責任者が指名する者 2名
  - (3) 調査事項に関する学外の有識者の中から最高管理責任者が指名する者 4名以上
- 4 告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 5 調査委員会には、委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した他の委員がその職務を代行する。
- 8 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 9 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 調査委員会は、告発者及び被告発者に対して、委員の氏名及び所属を示さなければならない。告発者及び被告発者は、調査委員会の構成員について、最高管理責任者に14日以内に異議申立てをすることができる。最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断する場合は、委員を交代させなければならない。最高管理責任者は、委員を交代させるかどうかにかかわらず、その結果を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

（調査の実施）

第19条 最高管理責任者は、調査の実施に当たって、調査方針、調査対象及び方法等について当該事案にかかわる配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 調査委員会は、関係資料等の収集及び告発者、被告発者その他関係者から事情聴取等を行い、被告発者にかかわる公的研究費の不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額について調査する。

- 3 調査委員会は、調査の実施に当たっては、告発者、被告発者その他関係者に対して、関係資料等の提出など、必要な協力を求めることができる。
- 4 前項の規定により協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、当該協力要請に対して、積極的かつ誠実に対応しなければならない。
- 5 調査委員会は、証拠となる関係資料等を保全するとともに、被告発者に対して、当該調査にかかわる関係者との接触の禁止及び保全を必要とする場所等への立入禁止等など、必要な措置をとることができる。
- 6 調査委員会は、前項に規定する措置をとる場合には、被告発者以外の研究者の研究活動及び本学の運営・管理にかかわる業務に支障を来たすことがないように配慮しなければならない。

(調査における一時的措置)

第20条 最高管理責任者は、被告発者に対して、調査の実施決定の日から調査委員会より調査結果の報告を受けるまでの間、告発等のあった研究活動にかかわる公的研究費の執行を停止することができる。

- 2 最高管理責任者は、調査の結果、当該研究活動について不正使用がなかったと判断したときは、直ちに前項の規定による公的研究費の執行停止措置を解除するものとする。

(弁明の機会)

第21条 調査委員会は、調査の実施にあたっては、被告発者に対し弁明の機会を与えなければならない。

- 2 調査委員会は、告発等が悪意による虚偽の告発等に該当するか否かの認定にあたっては、告発者等に対し弁明の機会を与えなければならない。

(認定)

第22条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定する。

(調査結果の報告及び通知)

- 2 委員長は、当該調査の結果について報告書を作成し、遅滞なく最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会から報告のあった調査結果を、遅滞なく告発者、被告発者その他関係者に対して通知しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、告発等の受付日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計

画等を含んだ最終報告書を当該事案にかかわる配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を提出しなければならない。

- 5 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、最高管理責任者は速やかに当該事案にかかわる配分機関に報告しなければならない。
- 6 当該事案にかかわる配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、最高管理責任者は調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該事案にかかわる配分機関に提出しなければならない。
- 7 本学は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合は除き、当該事案にかかわる配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧の依頼、現地調査に応じなければならない。

(不服申立て)

第23条 告発者及び被告発者は、調査委員会が認定した調査結果について不服がある場合には、第22条第3項の規定による通知を受けた日から14日以内に、最高管理責任者に対して、不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立ては受け付けない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定による不服申立てがあったときは、当該不服申立ての内容を精査したうえで、必要に応じて、調査委員会に対し再調査を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、第22条第2項及び第3項について準用する。

(調査結果の公表)

第24条 最高管理責任者は、不正使用を認定した場合、速やかに調査結果を公表しなければならない。

- 2 公表する内容には、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法及び手順が含まなければならない。

(公的研究費の不正使用等にかかわる措置)

第25条 最高管理責任者は、調査の結果、公的研究費について不正使用があったと判断したときは、速やかに再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正に関与していない部局や研究者の研究活動の遂行、学生の教育研究活動・環境に影響を及ぼさないよう措置を講じなければならない。
- 3 不正使用が認定された場合の手続きについては、学校法人大東文化学園職員懲戒規程



の定めるところによる。

## 第6章 不正防止計画

### (不正防止計画)

第26条 不正防止計画推進部署は、公的研究費の不正を未然に防止するため、その要因等を把握・分析するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者、研究推進室をもって構成する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、責任をもって不正防止計画を実施しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、責任をもって不正防止計画の進捗管理に努めるとともに、不正が発生した場合は率先して対応しなければならない。
- 5 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けなければならない。

## 第7章 監査体制

### (監査体制)

第27条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な管理・運営のため、理事長と協議のうえ、理事長に対し毎年度及び必要に応じてリスクアプローチに基づいた監査を行うことを要請する。

- 2 理事長は、前項に規定する監査を行うに当たっては、学校法人大東文化学園内部監査規程第3条に規定する監査員に対して、その実施について指示することができる。
- 3 前項の規定により指示を受けた監査員は、リスクアプローチに基づいた監査を実施し、当該監査の結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、当該監査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 監査員は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行わなければならない。
- 6 最高管理責任者は、監査の結果をコンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底しなければならない。また、改善等が必要であると指摘された場合には、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

7 監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図らなければならない

## 第8章 雑則

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、研究推進室が処理する。

(適用法令等)

第29条 この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及びその他の関係法令通知等に準拠して取り扱う。

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成27年1月28日）

この規程は、平成27年1月28日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成28年3月24日）

この規程は、平成28年3月24日より施行する。

附 則（平成31年2月27日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月28日）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。